

いじめ防止基本方針

I いじめの防止に関する基本的な考え方

全ての教職員が「いじめはどの生徒にも、いつでも起こりうる、だれでもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応並びにいじめの解決の取組を徹底する。

II いじめ防止基本方針及び具体的な取組

方針1 いじめの未然防止

- (1) いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを生徒に理解させ生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。
- (2) 道徳科を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させるとともに、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人関係の構築を図ることができる力を高める指導を計画的に行う。
- (3) 体験学習や学校行事、ボランティア活動等を通して、生徒が人・社会・自然と向き合うことにより、お互いを尊重し、共に生きる心の大切さや集団の一員としての自覚を深めさせる。
- (4) 生徒がいじめについて学び、主体的に考え、生徒会活動など生徒が主体となっていじめの防止に向けて取り組む活動を推進する。
- (5) いじめの防止や対応、学級集団作りなどに関する校内研修を通じて教員の資質を向上させる。
- (6) ネット上のいじめの防止に向けた啓発活動を家庭向けに行い、協力して取り組む。

具体的な取組

- (1) ①「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した職員研修を通して、教職員の人権意識を高める。
②生命尊重の精神と人権感覚を育むために各学年の発達段階に応じた指導を学級活動や道徳科、総合的な学習の時間を始め、全ての教育活動の中で推進する。
- (2) ①道徳授業地区公開講座等を通して、家庭や地域との連携を図り、思いやりの心や生命尊重の態度を育む指導を協力して行う。
②道徳科の教科書とともに東京都道徳教材集「心みつめて」や副教材等も活用し、思いやりや他者を尊重する気持ちを育む道徳の授業に計画的に取り組む。
- (3) ①体験学習や体育祭、音楽祭、ボランティア活動、部活動等を通して、お互いの人権を尊重するとともに、他の生徒を思いやる心の育成を図る。
- (4) ①生徒会・委員会活動等の中で生徒が自らの学校生活を振り返り改善を図ることや、生徒が主体となり、人権意識を高める活動に学校全体で取り組む。
②学年、学級の活動を通して、いじめの未然防止について理解を深めるとともに、生活アンケートや三者面談等も活用して、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- (5) ①生徒理解に努めるとともに、指導上、特に配慮すべき生徒の指導・支援については、心理士や特別支援教室指導員等の助言等も生かしながら、組織的に取り組む。
②学年、学級の実態や生徒の発達段階に応じた指導法等については、いじめに関する校内研修において理解を深め、実践する。
- (6) ①セーフティ教室を通して、ネット上のいじめにつながる書き込みをしないなど生徒への情報モラルの指導を、計画的に行うとともに、関係機関等とも連携して指導に取り組む。
②各家庭での情報機器の扱いについて、学校だよりや保護者会などの機会も生かしながら、保護者にも情報発信を行い、連携・協力して取り組む。

方針2 いじめの早期発見

- (1) いじめは大人が気付きにくい場面で発生し、発見しにくい形で行われることを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもち、いじめを見逃すことのないよう認知能力の向上を図る。また、日頃から教職員間での情報を共有し、保護者や地域、関係機関と連携して情報収集を行い、早期対応を図る。
- (2) 教育相談を充実させ、生徒がいじめを訴えやすい環境をつくるとともに、教職員が一人で対応することなくチームによる体制を整えて、いじめの実態を把握する。

具体的な取組

- (1) ①「いじめアンケート」を年に3回実施し、その結果をもとに学校いじめ対策委員会や職員会議等において、情報共有を行い、組織的な対応に努める。
②いじめ発見チェックシート等も活用して生徒の実態について把握に努める。
③スクールカウンセラーやピアティーチャーとも情報交換し、生徒の実態把握に努める。
④さまざまな視点から生徒たちの変化を把握するため、全教職員が分担し、授業の始業時を中心定期的に校内巡回を行い、生徒への声かけを行うとともに生徒の状況の把握に努める。
⑤学校の教育活動の中で授業においては教科担任、学級活動や給食や清掃などの当番活動では学級担任、また部活動では 顧問が中心となって生徒の把握に努める。また、生徒の活動の中でいじめの疑いのあるものについては、情報の共有、確認を行い、適切な措置を講じる。
- (2) ①教育相談期間を年に2回設け、担任、生徒、保護者との三者面談等を実施する。
②生徒及び保護者に相談窓口や相談機関の連絡先等の周知をする。
③学級担任は、スクールカウンセラー等と情報交換をする場を設けるなど、生徒の状況についての情報交換を行う。
④相談室だよりを定期的に発行し、生徒や保護者に相談室が開いている時間やスクールカウンセラーの出勤日、相談室で受け付けている相談内容などを紹介する。

方針3 いじめへの対応

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員だけの対応ではなく、状況に応じて学校いじめ対策委員会を開催し、組織的な取組を迅速に行う。
(2) いじめに関して迅速に事実確認を行うとともに、いじめの解消に向けて組織的な指導を行う。
(3) 定期的に関係機関や専門家等との情報交換を行う。
(4) 学校だよりや保護者会、面談などを通して学校の活動、生徒の状況を伝え、保護者・地域との連携を図る。
(5) 重大事態が起きた時は、教育委員会他、関係機関と連携し、解決に向けた対応を図る。

具体的な取組

- (1) ①いじめ、又は、いじめの疑いのある事象を認めた教職員は直ちに直属の教員または管理職に状況を報告し、学校いじめ対策委員会に所属する教員の指導の下、適切な初期対応に当たる。
②把握したいじめについて学校いじめ対策委員会において、いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援等を協議し、組織的に対応する。
- (2) ①いじめられた生徒の状況をきめ細かく把握し、スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口の用意、複数教員による見守り、生徒の安全確保を行う。
②加害生徒に対し適切に指導を行うとともに、加害生徒の保護者にも状況を連絡し、連携・協力していじめの解消に向けた指導を行う。
- (3) ①いじめの調査結果や対応について教育委員会に報告し、必要に応じて子ども家庭センター、教育センター相談室等とも情報を共有し、組織的な対応を図る。
②いじめが犯罪行為として取り扱われると認められる事案については警察、児童相談所と連携して対応する。
- (4) ①いじめに係る状況やその指導について被害・加害両方の保護者に情報提供し、解消・解決に向けて、協力して取り組み、特に被害生徒の保護者にはその心情に十分配慮していく。
②学校と保護者が連携した挨拶運動等、生徒の見守り活動を定期的に行う。
- (5) ①加害生徒への指導においても改善が図れず、被害生徒が長期の欠席に至るなど、重大事態が起きた場合は、教育委員会に報告し、いじめの事実や対応の記録を整理し、課題や解決等を協議し、関係諸機関や専門家と連携して対応する。

III いじめ防止等の対策のための組織（学校いじめ対策委員会）

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下に示す学校いじめ対策委員会を設置し、この委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でのいじめ対策を行う。学校いじめ防止基本方針に基づく取組、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援、保護者との連携といった役割を果たす。

学校いじめ対策委員会	校 長	副校長
	いじめ対策委員長 (健全育成主任)	スクールカウンセラー
	各学年担当者	養護教諭